

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)  
第五條 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号及び第三号並びに第二項第二号中「能力」を「行為能力」に改め、同条第三項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)  
第六條 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則平成十三年国土交通省令第百十号の一部を次のように改正する。

第五十三條第一項第三号中「能力」を「行為能力」に改める。  
別記様式第十四号中「2 砂井」を「3 砂井」に改める。

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

告 示

○文部科学省告示第四十八号  
在外教育施設の認定等に関する規程(平成三年文部省告示第百十四号)第十八條第一項の規定により、平成六年文部省告示第四号(在外教育施設を認定した件)により認定したニュー・ヨーク日本人学校の名称及び位置を変更することを承認したので、在外教育施設の認定等に関する規程第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

Table with 2 columns: School Name and Location. Includes entries for New York Japanese School and American International School.

○文部科学省告示第四十九号  
在外教育施設の認定等に関する規程(平成三年文部省告示第百十四号)第一條の規定により、小学校及び中学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設として、次のとおり認定したので、同規程第二十二條第一項の規定に基づき告示する。

Table with 3 columns: Name, Position, and Designator. Lists schools like Chugoku Japanese School and American International School.

○国土交通省告示第百五十三号  
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二條の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一條の規定に基づき、告示する。

- 愛知県豊田市 王滝町 荷苗ヶ入 四番 一号
築居 一九番 二号
高田 一番 三号及び四号
栗木 六〇番 六号
鍋田町 上タカウ田 七番 五号
黒田川第五支川
砂防法第二條の土地に係る河川の名称
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県東加茂郡稲武町大字黒田 字西乳母ヶ入 四五番一七 一号及び二七
七五九番一 三号
七六〇番 四号
七六一番 五号
七五九番 六号
七五九番 七号及び八号
三番 九号
砂防法第二條の土地に係る河川の名称
滝沢川第一支川
砂防法第二條の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和四十二年建設省告示第三千九百四十一号で指定した第十号に掲げる土地の区域を除く。)

- 愛知県東加茂郡下山村大字阿蔵 字猫田 一番一 五号及び六号
一番二 七号
一番三 八号
一番四 九号
一番五 十号
九三番地先河川敷 十号
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷(昭和三十七年建設省告示第二千六百四十九号で指定した猫田川の土地の区域を除く。)